

多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規則

(平成十四年三月十五日規則第八十一号)

改正 平成二六年一月二日

令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規則は、多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程(会規第五十号。以下「規程」という。)第十一条及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人に関する多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程(会規第百十二号。以下「共同法人規程」という。)第十一条の規定に基づき、規程及び共同法人規程を実施するために必要な事項を定める。

(規程第五条第一項等)

第二条 規程第五条第一項及び共同法人規程第五条第一項の「非弁提携行為の疑いがあるとき」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。但し、単なる職務懈怠行為であつて、非弁提携行為が存在しないことが明らかなる場合を除く。

- 1 -

一 多重債務者を勧誘する広告(「債務一本化」「一括資金融資」「多重債務者救済」などの趣旨をうたったもの)をした者から、多重債務処理事件を紹介されて受任したこと。

二 多重債務処理事件を処理するにあつて、依頼者に対し、その事案にふさわしい解決手段について説明しなかつたこと。又は、その事案について明らかに不適切な解決手続を選択したこと。

三 多重債務処理事件について、弁護士が行うべき法律事務を職員に専ら行わせたこと。

四 依頼者に対し多重債務処理事件の重要な経過、結果その他事件の帰趨に重要な影響を及ぼす事項を報告しなかつたこと。

五 多重債務処理事件の着手金、報酬金、手数料などの諸費用について、その金額及び算定方法を依頼者に説明せず、若しくは、その承諾を得ずに、これを受領し、又は、著しい高額を請求し、若しくはこれを受領したこと。

六 多重債務処理事件が、利息制限法所定の制限利率での引き直し計算により残元本額又は過払い額を確定することができる事案であるにもかかわらず、正当な理

- 2 -

由なく、その引き直し計算結果に基づかず、かつこのことについて依頼者に具体的な説明を行ってその了解を得ることなく、示談を成立させたこと。

七 多重債務処理事件について、依頼者から又は依頼者のために預かった金銭の保管方法又は使途において、違法又は不当な行為に及んだこと。

八 多重債務処理事件の勧誘広告に関して、弁護士会から、弁護士等の業務広告に関する規程（会規第四十四号）第十二条第五項又は外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程（会規第四十五号）第十二条第五項に規定する命令その他の措置を受けたこと。

九 多重債務処理事件について裁判所に代理人として出頭すべき期日（破産申立事件の債務者審尋期日を含む）に正当な理由なく出頭しなかったこと。

十 示談後、債権者への弁済を代行する場合において、送金を遅延している多重債務者に対し、脅迫するなどの違法又は不当な方法で送金を指示したこと。

十一 (一) ないし (十) のいずれかの事由に該当する弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）から、多重債務処理事件を一括して受任し、引き継ぎ前の業務処理方

- 3 -

法を見直すことなく引き継ぎ業務を処理していること。

十二 その他 (一) ないし (十一) に準ずるもので、非弁提携行為の疑いのあること。

（規程第五条第二項等）

第三条 規程第五条第二項及び共同法人規程第五条第二項の「非弁提携行為を行った場合又は非弁提携行為を行ったと思料する事由がある場合」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

一 弁護士、弁護士法人又は共同法人が、その所属弁護士会から非弁提携行為を理由として懲戒を受けた場合

二 弁護士、弁護士法人又は共同法人が、その所属弁護士会の綱紀委員会により、非弁提携行為を理由として懲戒相当若しくは懲戒委員会の審査手続に付することを相当とする議決をされた場合

三 弁護士、弁護士法人又は共同法人について、その所属弁護士会が、非弁提携行為があると思料して、綱紀委員会の調査に付した場合

四 弁護士、弁護士法人又は共同法人が、非弁提携行為又はこれに関連する行為を理由として、逮捕若しくは公訴提起され、又はその事務所が搜索された場合

- 4 -

五 その他前各号に準ずる場合であること。

(規程第七条第一項等)

第四条 規程第七条第一項及び共同法人規程第七条第一項

の「是正措置」の内容は、次のとおりとする。

- 一 受任方法又は受任後の業務処理方法の是正
- 二 事務職員に行わせる事件処理範囲の是正
- 三 着手金、報酬金、手数料等の算定方法及び受領方法の是正
- 四 依頼者に対する説明・報告方法の是正
- 五 第三者との契約の解除又は変更
- 六 是正事項に関して必要と認められる範囲における第三者に対する通知
- 七 是正事項の履行状況の報告
- 八 その他非弁提携行為を防止するために必要な措置

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関
する規則 (第二条改正) 抄

- 5 -

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱
いに関する特別措置法の一部改正に伴う規
則の整備に関する規則 第一条、第二条、
第三条、第四条改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日から施行)

- 6 -